

「総合評価方式の運用」令和5年4月 主な改定内容

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

1. 評価対象の見直し

1.1 優良建設業者表彰及び優良技術者表彰 <<全型共通>>

表彰における評価対象の期間について、これまで受賞日（表彰状記載日）以降から受賞年度を含む3年度間までとなっており、期間終了は年度末で固定であるが、期間開始となる受賞日は毎年度異なるため、評価対象の期間が年度によって異なっていた。受賞日にかかわらず毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替えるよう改定する。ただし、令和3年度～令和5年度内受賞分については、暫定措置の評価対象期間を設定する。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P39 及び P70

1.2 手持ち工事量 <<特別簡易型、簡易型Ⅰ型、簡易型Ⅱ型、標準型>>

手持ち工事量の計上について、ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においては、残り短い当該年度がゼロで次年度が全額となっており、翌年度に渡る同様の工期設定となる繰越承認工事と比べ、評価が不利になる期間が長くなっていた。ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においても、繰越承認工事と同様に、契約締結日の属する年度に計上するよう改定する。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P43

1.3 労務費見積り尊重宣言 <<全型共通>>

労務費見積り尊重宣言への評価について、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、簡易型Ⅱ型、標準型及び高度技術提案型においては、原則必須の評価項目として発注者が設定するよう改定する。特別簡易型及び簡易型Ⅰ型においては、積極的に評価する項目とするよう改定する。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P19

また、宣言の公表方法は、ホームページ等への掲載による方法の他、掲示による方法を選べるよう追加し、公表したことを確認できる資料の提出について改定する。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P51

2. 評価点数の見直し

2.1 週休2日実施工事実績 <<全型共通>>

週休2日実施工事実績について、労働基準法における時間外労働の上限規制適用の猶予期間が令和6年3月31日で終了となる前に、4週8休及び現場一斉閉所日の取り組みを促進し、長時間労働や処遇を改善するため、評価点数を改定する。

なお、令和6年4月1日以降公告される総合評価落札方式工事においては、4週6休及び4週7休の達成については加点しない予定である。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P47

3. その他

問い合わせが多いものや分かりにくいもの等について、文言等の修正を行う。

技術者育成型（P11）や社会資本維持活動の実績（P58）など。

「総合評価方式の運用」主な改定内容 (R5.4.1以降公告工事適用)


1. 「優良建設業者表彰及び優良技術者表彰」の評価対象期間【運用P39、P70】

【改定前】

受賞日（表彰状記載日）以降から受賞年度を含む3年度間まで。

受賞日が毎年度異なるため、評価対象の期間が年度によって異なる。

【改定前】

評価対象期間： 

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
受賞日	受賞日	受賞日	受賞日	受賞日	受賞日	受賞日
[Yellow bar]			[Yellow bar]		[Yellow bar]	
[Yellow bar]		[Yellow bar]			[Yellow bar]	
[Yellow bar]	[Yellow bar]				[Yellow bar]	

【改定後】

受賞日にかかわらず毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替える。（沖総局と同様）

なお、令和3年度～令和5年度受賞分は、改定に伴う暫定期間（※1～※3）を追加。

【改定後】

評価対象期間： 

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
受賞日	受賞日	受賞日	受賞日	受賞日	受賞日	受賞日
8/1	8/1	8/1	8/1	8/1	8/1	8/1
[Yellow bar]			※1 4/30まで		[Yellow bar]	
[Yellow bar]		※2 7/31まで			[Yellow bar]	
[Yellow bar]	※3				7/31まで	
[Yellow bar]	[Yellow bar]				7/31まで	

「総合評価方式の運用」 主な改定内容 (R5.4.1以降公告工事適用)

2. 「手持ち工事量」の計上方法【運用P43】

【改定前】

ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においては、残り短い当該年度をゼロで計上し、次年度を全額で計上しており、翌年度に渡る同様の工期設定となる繰越承認工事と比べ、マイナス評価になる期間が長い。

【改定後】

ゼロ債務負担行為工事においても、繰越承認工事と同様に、契約締結日の属する年度に計上するよう改定する。（令和4年度以前に契約した工事についても同様に計上する。）

【改定前】

令和4年度に10,000千円で当初契約した場合の手持ち工事量の計上

当初契約日 ◆ ———— ● 当初契約工期

	対象外 -4年度	過去3年度間			当該年度	次年度	評価	
		-3年度	-2年度	-1年度				
R4年度 時点					0	10,000	ゼロ債務負担行為工事の場合 繰越承認工事の場合	R4年度 影響なし -評価
R5年度 時点					0	10,000	ゼロ債務負担行為工事の場合 繰越承認工事の場合	R5年度 -評価 +評価
R6年度 時点					0	10,000	ゼロ債務負担行為工事の場合 繰越承認工事の場合	R6年度 +評価 +評価
R7年度 時点					0	10,000	ゼロ債務負担行為工事の場合 繰越承認工事の場合	R7年度 +評価 +評価
R8年度 時点					0	10,000	ゼロ債務負担行為工事の場合 繰越承認工事の場合	R8年度 対象外 対象外

マイナス評価
の期間が1年

マイナス評価
の期間が短い

「総合評価方式の運用」主な改定内容 (R5.4.1以降公告工事適用)

3-1. 「労務費見積り尊重宣言」の評価項目設定【運用P19】

【改定後】

簡易型Ⅱ型、標準型、高度技術提案型において、原則必須の評価項目◎とする。
特別簡易型、簡易型Ⅰ型において、積極的に評価する項目○とする。必須の評価項目ではない。

労務費見積り尊重宣言	特別簡易型		簡易型Ⅰ型		簡易型Ⅱ型		標準型		高度技術提案型	
	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点
【改定前】	△	(1)	△	(1)	○	(1)	○	(1)	○	(1)
【改定後】	○	(1)	○	(1)	◎	1	◎	1	◎	1

3-2. 「労務費見積り尊重宣言」の宣言公表方法、公表確認資料【運用P51】

【改定前】

ホームページ等において公表し、当該ページの写しを提出。

ホームページ等を持っていない企業が取り組みにくい。

【改定後】

ホームページやアカウントなしで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する場合、当該ページの写しを提出。

または、下請企業等、社外の者が確認できるような場所（会社入口や廊下等）において掲示することで公表する場合、実際の掲示環境写真及び掲示資料の写しを提出。

「総合評価方式の運用」 主な改定内容 (R5.4.1以降公告工事適用)

4. 「週休2日実施工事実績」の評価点数【運用P47】

【改定後】

4週8休及び現場一斉閉所日の取り組みを促進し、長時間労働や処遇を改善するため、**評価点数を改定する。**

※) なお、令和6年4月1日以降公告される総合評価落札方式工事においては、4週6休及び4週7休の達成については加点しない予定である。

評価細目	評価の視点	配点	【改定前】	【改定後】	評価基準	
			点数	点数		
週休2日 実施工事 実績	過去1年間の週休2日 実施証明書 発行工事実績の有無	2	2.0	2.0	4週8休かつ現場一斉閉所日達成	
				1.5	1.5	4週8休達成
				1.5	1.0	4週7休達成 ※)
				1.0	0.5	4週6休達成 ※)
				0.0	0.0	週休2日実施証明書が発行された実績なし

【参考】

労働基準法における時間外労働の上限規制適用の猶予期間が令和6年3月31日で終了となる。